

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (インバウンド拡大に向けた先端デジタル技術の実証) 実施委託業務 仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (インバウンド拡大に向けた先端デジタル技術の実証) 実施委託業務

2 事業の目的

愛知県は、中部国際空港島及び周辺地域を、先端デジタル技術を活用した革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールドとして位置付け、2030年に導入が見込まれる近未来の事業・サービスを、早期社会実装することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」を2022年度から推進している。

本事業では、インバウンド拡大に伴い発生する新たなニーズや課題に対応する先端デジタル技術やサービスの実証実験を実施し、成果を県内に広く展開し県内全域での先端デジタル技術の早期普及につなげることを目的とする。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) インバウンドサービスの実証実験の実施
- (3) 成果報告会の開催

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

(2) インバウンドサービスの実証実験の実施

インバウンド拡大に伴い発生する新たなニーズや課題に対応するため、先端的なデジタル技術やサービスを活用したソリューションの実証実験を愛知県内で実施すること。

なお、実証実験は、県内企業がソリューションを活用し、新たなビジネスを開始することや既存ビジネスの省力化や生産性向上につながることを想定したものが望ましい。

実証を行うソリューションは、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 開発段階又は広く使われていない新たなソリューションの効果検証のための実証実験
- ② 既に提供されているソリューションの新たな活用方法の効果検証のための実証実験

ア 実証実験の内容検討

実施内容について以下の点を踏まえ、県との協議により検討すること。

- (ア) 実証実験を通じて解決を目指すニーズや課題
- (イ) (ア)に対応する先端デジタル技術やサービスの内容
- (ウ) 実証実験の実施事項、使用するシステムや機器など具体的な方法
- (エ) 実証実験の対象や規模、範囲、期間、回数、実施場所など
- (オ) 検証する効果

イ 実証実験の計画策定

実施計画について、県との協議により検討すること。

実証内容を踏まえて、効果的な時期、期間に計画を策定すること。

計画策定にあたっては、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の大会開催期間中である2026年9月19日（土）から10月24日（土）については、行事やイベントが開催できないことから留意すること。なお、人の集客を伴わない実証実験は実施することは差し支えない。

ウ 実証実験の実施

ア、イで検討・計画した実証実験を実施すること。

消費者が参加する実証実験を実施する場合は、個人情報や安全に配慮すること。

実施にあたって計画を見直す場合には、県と協議すること。

エ 検証

実証実験の結果をまとめ検証し、事業実施報告書としてまとめること。

なお、事業実施報告書には今後の課題や展望についても記載すること。

(3) 成果報告会の開催

本事業で得られた成果を広く県内へ広く周知するため、成果報告会を開催すること。

ア 開催時期：2027年2月～3月

イ 開催形式：原則として現地開催とすることとし、他のあいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業の成果報告会と連携して開催することを検討すること

ウ 対象者：県内企業等

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 県と実施した打合せについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。

- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (5) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。